

令和2年8月3日
東京水道株式会社

道路占用許可申請の不適正処理について

この度、当社が東京都水道局から受託し施工している工事に係る道路占用許可申請において、不適正な処理が行われていたことが判明いたしましたのでご報告いたします。

お客さま及びご迷惑をおかけいたしました道路管理者・交通管理者をはじめとする関係者の皆さまに対しまして、深くお詫び申し上げます。

記

1 工事案件名

町田市小山ヶ丘一丁目地先から同市小山町200番地先間配水本管（400mm）漏水調査及び補修工事

2 不適正処理者

主事（20歳代・男性）

3 概要

当社が監督して本年5月から施工を予定していた上記工事において、当社担当者が道路管理者である町田市様に対して道路占用申請手続きを行わず、不正に作成した道路占用許可書をもとに、交通管理者である南大沢警察署様から道路使用の許可がなされ、工事を行いました。

本不適正処理は、施工中に、沿道にお住いの方から工事に係る問い合わせが、町田市様に入り、6月16日、町田市様との対応を進める中で判明しました。

4 対応状況

- ・本工事を即時中止するとともに、当該担当者を当面工事監督業務から除外しています。今後事実関係の調査を進め、厳正な処分を行います。
- ・当該担当者がこれまで監督した全ての工事の道路占用許可申請手続きについて点検を実施し、適正であることを確認しました。
- ・また、施工中の全ての配水管工事について、道路占用許可申請手続きについて緊急点検を実施し、適正であることを確認しました。
- ・道路占用許可申請手続きについて複数担当者によるチェック体制を構築しました。

5 再発防止

当社においては、今回の事案を真摯に反省し、詳細な社内調査と事故原因の分析を行うとともに、その結果を踏まえ、今後、東京都水道局の指導を受けながら、全社をあげて再発防止策の構築と社員への周知徹底を図ってまいります。

以上

<本件に関する問い合わせ>

東京水道株式会社管理本部総務部 尾関

03-3343-4569